

熊野本宮温泉郷  
国民保養温泉地計画書

平成30年8月

環境省



目 次

1. 温泉地の概要	P2
2. 計画の基本方針	P4
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	P4
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	P5
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	P6
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	P8
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	P10
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	P12
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	P15

添付

- ・ 国民保養温泉地位置図
- ・ 国民保養温泉地地域図

## 1. 温泉地の概要

熊野本宮温泉郷は、和歌山県の東南部に位置しており、面積は約 106.87 ha、紀伊半島の中央山岳地帯と山間を延々と蛇行して流れる熊野川及び半島南東部の海岸から構成されている吉野熊野国立公園内にあり、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産でもある熊野信仰の中心地、熊野本宮大社や熊野参詣道（熊野古道）、説教節で有名な小栗判官の伝承など、



◀ 熊野本宮大社



◀ 熊野古道

豊かな自然と歴史・文化に彩られている。標高 70m から 150m、熊野川の支流沿いにそれぞれの温泉地があり、北から湯の峰温泉・渡瀬温泉・川湯温泉の 3 温泉の総称である。

地形的には、周囲を 300m 程度の山々に囲まれた山峡の温泉地で、周辺を流れる清流には、天然のアユやアマゴなどが多く生息しており、また、周辺の森林には天然記念物のニホンカモシカをはじめ、ニホンザルや山鳥などの多種多様な動物が生息している。

熊野本宮温泉郷は、昭和 32 年 9 月に湯の峰温泉と川湯温泉の二つの温泉で「熊野湯峯川湯温泉」として国民保養温泉地に指定され、昭和 60 年 3 月に渡瀬温泉を追加し「熊野本宮温泉郷」として指定された。

周辺地域には、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野古道があり、多くの人々が訪れている。現在、この熊野古道と温泉を利用した気候療法プログラム「日本型温泉クアオルト」の確立を推進している。また、温泉旅館での宿泊とこのプログラムを合わせたプランを実施するなど、温泉の効能と自然環境を活かした保養・療養を目的とした温泉地でもあり、年間を通じて多くの利用客が訪れている。

### (1) 湯の峰温泉地区

この地区は、田辺市本宮町の中央部国道 168 号線本宮地区より約 4km 南西の湯ノ谷川沿いに源泉、宿舎施設、浴場施設等が所在している。標高 100m から 120m で四方を山に囲まれた湯の里で、温泉街を流れる湯ノ谷川周辺にある 14 余の源泉から湧き出る湯煙でもうもうとしている。



▲ 湯の峰温泉街

湯の峰温泉の歴史は古く、開湯は約 1,800 年前、成務天皇の頃に発見された日本最古の温泉といわれ、小栗判官物語にでてくる「つぼ湯」は、熊野参詣の湯垢離場として、平成 16

年に世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産に登録されており、小栗判官や時宗の開祖一遍上人にまつわる伝承が数多く残されている。

源泉は、ほとんどが湯ノ谷川沿いに所在し、合計で14源泉あり、そのうち8源泉が常時使用されている。ほとんどが自噴泉で、温泉の湧出温度は、53.5℃から84.3℃、総湧出量は測定不能である。また、温泉の泉質は、含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉である。



つば湯 ▶

## (2) 川湯温泉地区

この地区は、田辺市本宮町の西部国道168号線請川地区より約1kmの大塔川沿いに源泉、宿舎施設、浴場施設等が所在している。標高50mから60mの山峡の温泉地で、大塔川から湧き出る温泉は、川原を掘れば露天風呂が出来ることで全国的に知られている。毎年12月から2月末までの間に造る大きな露天風呂「仙人風呂」は冬の風物詩となっている。



▲ 川湯温泉温泉街



▲ 仙人風呂

川湯温泉は、温泉街を流れる大塔川の河川敷内約500mにわたり、川原を掘ればたちどころに露天風呂が出来るという野趣に富んだ温泉地で、石を枕に月を眺め、川のせせらぎと河鹿の声を聞きながら川原の湯に浸る情緒はひとしおの感がある。また、温泉街より下流500mには、キャンプ場もありアウトドアも楽しめる。

源泉は、ほとんどが大塔川に所在し、合計で9源泉あり、そのうち5源泉が常時使用（仙人風呂源泉は冬季のみ使用）されている。動力揚湯（仙人風呂は自然湧出）で、温泉の湧出温度は、45.1℃から70.5℃、総湧出量は108～450ℓ/分である。また、温泉の泉質は、単純温泉及びナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉である。

## (3) 渡瀬温泉地区

この地区は、湯の峰温泉と川湯温泉の中間地点に位置し、四村川のほとりに源泉、宿舎施設、浴場施設が所在している。標高50mから60mの山峡にあり、昭和42年に開発された比較的新しい温泉地である。



▲ 渡瀬温泉地区



▲ クアハウス熊野本宮

渡瀬温泉には、温泉保養施設（クアハウス熊野本宮）とキャンプ場、近くには民間ホテルと浴場施設があり、年間をとおして、いろいろなスタイルで温泉が楽しめる。

源泉は、四村川に所在し、合計で7源泉あり、そのうち3源泉が常時使用されている。動力揚湯で、温泉の湧出温度は、59.0℃から74.0℃、総湧出量は73.0～593.00/分である。また、温泉の泉質は、ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉である。

## 2. 計画の基本方針

熊野本宮温泉郷は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、保養や療養を目的とした宿泊客が多く訪れている。今後、以下の考え方にに基づき、歴史や文化を大切にしながら、周囲の自然と調和し、保養・静養・療養の場として日本的な情緒漂う温泉地を目指していく。

- (1) 熊野本宮温泉郷の豊かな自然環境や世界遺産に登録されている熊野古道等を活用した事業を行う。
- (2) 熊野本宮温泉郷の施設整備は、安全性・快適性に配慮し、自然・文化景観にあったデザインとする。
- (3) 熊野本宮温泉郷の歴史や文化を継承していく。

## 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

熊野本宮温泉郷は、吉野熊野国立公園内にあり、清流自然の豊かな地域である。熊野川の支流にある温泉地周辺には、山々に囲まれ溪谷や滝などの名勝が数多くある。宿は、昔から湯治や保養、レジャーなどに利用され、多くの方に親しまれている。木造建築の宿が多いが近代的なホテルなどもあり、歴史と新しさが調和され、いわゆる温泉情緒が漂う街並みが形成され、現在まで維持されている。

熊野本宮温泉郷は、成務朝（西暦131年～191年）に熊野国造・大阿刀足尼によって発見されたといわれている湯の峰温泉や、鎌倉時代に仙人によって発見されたといわれている川湯温泉は、古くから湯治場として賑わっており、昭和32年9月に国民保養温泉地の指定を受け、昭和60年3月に渡瀬温泉を追加し「熊野本宮温泉郷」として指定された。

現在、地域の共同浴場として、「湯の峰温泉公衆浴場」・「川湯温泉公衆浴場」の2施設、日帰り入浴施設としては、渡瀬温泉にある「クアハウス熊野本宮」・「わたらせ温泉大露天風呂」の2施設がある。

### (2) 取組の現状

熊野本宮温泉郷は、昭和11年に吉野熊野国立公園の指定を受け、自然公園法により、湯の峰温泉及び川湯温泉は第二種特別地域として、また、渡瀬温泉は普通地域として保護されている。

なお、平成16年の紀伊山地の霊場と参詣道の世界文化遺産登録により、湯の峰温泉の一部は、文化財保護法及び田辺市景観条例により保護されている。特に、住民・温泉利用事業者により常時地域の美化清掃活動を実施している。

湯の峰温泉は、古くから熊野参詣への湯垢離場とされており、現在も毎年4月に行われる、

熊野本宮例大祭の神事のひとつ「湯登神事」が行われている。また、温泉地内にある東光寺では、温泉地名の由来でもある御本尊の湯の花の化石で出来た薬師如来のお祭りとして、毎年1月に湯の峰温泉のお湯を献湯し、湯の峰温泉の繁栄と参拝者の諸願成就の祈願、厄払いなどを行う「湯峰八日薬師祭」が行われている。

川湯温泉でも毎年1月12日に温泉の守り本尊に供物として、大塔川にしめ縄を渡し、「揚げ物」と呼ばれる張子を吊るす「川湯十二薬師祭」が行われ、毎年10月には、熊野本宮温泉郷内にある温泉旅館民宿などの一番湯を熊野本宮大社に奉納する献湯祭など地域の伝統文化が引き継がれている。

### (3) 今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、さらに自然環境・街なみ・歴史・風土及び文化等の維持保全等を図るため、関係機関等と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え温泉地内の住民、事業者らにより自主的に温泉街を保全し、温泉情緒溢れるまちづくりを推進していく。

## 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

### (1) 医師又は人材の配置の状況

熊野本宮温泉郷では、医学的立場から健康管理についての指導や入浴客の体調不良に対応する医師を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
田辺市本宮さくら 診療所医師 山下 成人	内科	公立の田辺市本宮さくら診療所において、温泉入浴客の体調不良等に対応。随時温泉療養相談を実施。	H29年度

### (2) 配置計画又は育成方針等

熊野本宮温泉郷では、(1)の医師及び人材の配置を継続しつつ、温泉利用及び温泉を利用した健康増進等の相談に関して医師が対応できる体制の構築に努める。また、施設において健康増進及び疲労回復等のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、温泉入浴指導員の育成に努める。

人材	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉入浴 指導員	入浴施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導にあたっては、必要に応じ、田辺市本宮さくら診療所の医師 山下 成人（内科）の助言を受けることとしている。	H29年度	平成29年から温泉利用事業者が温泉入浴指導員養成講習会の受講を予定。

## 5. 温泉資源の保護に関する取組方針

### (1) 温泉資源の状況

No.	源泉	温度 (°C)	湧出 量 (l/m in)	泉質	湧出状況	権利者	利用施設
湯 峯 地 区							
1	湯筒温泉	84.3	54	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	1施設
2	平成1号、平成4号、平成5号、平成6号、小栗湯の混合泉	70.8	87	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	1施設
3	壺湯	53.5	谷底から湧出	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	1施設
4	上人湯	測定不能	87	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	1施設
5	元湯・峯ノ湯混合	72.5	87	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	12施設
6	D中継タク(平成2号・温水湯)	77.5	87	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	12施設
7	C中継タク(王子湯・平成1号・平成4号・龍の湯)	83.0	87	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	財産区	12施設
8	環湯	84.3	203	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	自然湧出	民間	2施設
川 湯 地 区							
1	かめ湯	45.1	143	単純温泉	動力抑揚	民間	1施設
2	富士湯	63.0	320	ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉	動力抑揚	民間	1施設



3	川湯温泉 (共同浴場)	64.0	199	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	組合	6 施設
4	聖湯	61.0	108	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	民間	1 施設
5	川湯浦島湯	70.5	450	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	民間	3 施設
6	仙人風呂	45.1	川底か ら湧出	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	自然湧出	観光協会	1 施設
渡 瀬 地 区							
1	飯森泉	74.0	593	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	田辺市	3 施設
2	朴木第 5 号泉	59.0	73	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	田辺市	3 施設
3	わたらせ温泉 天翔の湯	60.0	199	ナトリウム-炭酸水素 塩・塩化物温泉	動力抑揚	民間	1 施設

(2) 取組の現状

No.	源泉名	取組状況	実施主体
湯 峯 地 区			
1	湯筒温泉	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
2	平成 1 号、平成 4 号、平成 5 号、平成 6 号、小栗湯の混合泉	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
3	壺湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
4	上人湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
5	元湯・峯ノ湯混合	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
6	D 中継タク（平成 2 号・温水湯）	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
7	C 中継タク（王子湯・平成 1 号・平成 4 号・龍の湯）	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	田辺市
8	環湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	民間
川 湯 地 区			
1	かめ湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	民間
2	富士湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	民間

3	川湯温泉 (共同浴場)	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	組合
4	聖湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	民間
5	川湯浦島湯	現地観測（温度、湧出量等）を年 1 回実施	民間
6	仙人風呂	現地観測（温度、水位）を設置期間中毎日実施	仙人風呂実行委員会
渡 瀬 地 区			
1	飯森泉	毎日：温度、湧出量管理 5年毎：泉源ポンプオーバーホール	田辺市
2	朴木第5号線	毎日：温度、湧出量管理 5年毎：泉源ポンプオーバーホール	田辺市
3	わたらせ温泉 天翔の湯	毎日：温度、湧出量管理	民間

### （3）今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、温泉湧出状況に大きな変化は出ていないが、将来に枯渇や湧出量の減少等の問題が発生する可能性があることを想定し、温泉資源保護を推進し、実施主体と調整の上、（2）の取組を継続して行うとともに、温泉のモニタリングを実施の上、和歌山県に毎年報告する。

## 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

### （1）温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

熊野本宮温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

#### ①浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	利用施設数
湯の峰温泉	2	自然湧出1、引湯管及び貯湯槽1	2
川湯温泉	1	自然湧出	1

②飲用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	利用施設数
湯の峰温泉	1	引湯管及び貯湯槽	1

③浴用及び飲用利用

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	利用施設数
湯の峰温泉	4	引湯管及び貯湯槽	14
川湯温泉	5	引湯管及び貯湯槽	12
渡瀬温泉	3	引湯管、貯湯槽、ろ過設備	3

(2) 取組の現状

熊野本宮温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	地下水等が混入しないよう遮水対策を施工。 一般細菌、大腸菌群等の検査を半年に1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、年に1回点検。 清掃及び消毒を必要に応じ随時実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> すべての浴槽の浴槽水を毎日換水実施。 すべての浴槽の水質検査（レジオネラ菌等）を年に1回実施。 <浴槽> すべての浴槽の清掃を毎日実施。 <ろ過器> すべてのろ過機の清掃を毎日実施。 <集毛器> すべての集毛器の清掃を毎日実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を毎日実施。	源泉所有・ 設備所有者

(3) 今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設 備	区 分	取 組	実施主体
引湯管	自主的	バルブ・ドレン等の不定期な点検から年に1回程度の定期的な点検に変更。	源泉所有者
貯水槽	条例等	清掃及び消毒を点検時に実施に変更。	源泉所有者

## 7. 温泉地の特性を活かした公共的利用増進に関する方策

### (1) 温泉の公共的利用の状況

熊野本宮温泉郷は、成務朝（西暦 131 年～191 年）に熊野国造・大阿刀足尼によって発見され、日本最古の温泉といわれている湯の峰温泉や、鎌倉時代に仙人によって発見されたといわれている川湯温泉は、熊野詣の参詣者の湯垢離場として古くから湯治場として賑わっており、昭和 32 年 9 月に国民保養温泉地の指定を受け、昭和 60 年 3 月に渡瀬温泉を追加し「熊野本宮温泉郷」として指定された。

現在、地域の共同浴場として、「湯の峰温泉公衆浴場」、「川湯温泉公衆浴場」の 2 施設、日帰り入浴施設としては、渡瀬温泉にある「クアハウス熊野本宮」、「わたらせ温泉大露天風呂」の 2 施設がある。

また、湯の峰温泉の「つぼ湯」は世界遺産にも登録されており、川湯温泉の川原の大露天風呂「仙人風呂」と共に近年、若者や外国人の利用客が増加している。

近年の熊野本宮温泉郷における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

#### ① 過去 3 年間の温泉の利用者数

(単位:人)

温泉地	区分	25 年度	26 年度	27 年度
湯の峰温泉	宿泊	24,822	24,842	29,072
	日帰	1,898	2,026	2,145
渡瀬温泉	宿泊	21,923	21,738	25,331
	日帰	17,725	17,369	17,603
川湯温泉	宿泊	62,068	60,544	70,262
	日帰	55,373	60,396	57,221
小 計	宿泊	108,813	107,124	124,665
	日帰	74,996	79,791	76,969
合 計		183,809	186,915	201,634

② 直近1年間（平成28年度）の温泉の利用者数

（単位：人）

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
湯の峰温泉	宿泊	15	440	3,069	3,118	1,628	2,012	3,027
	日帰	5		155	228	134	146	216
渡瀬温泉	宿泊	4	240	1,847	2,203	1,372	1,810	2,909
	日帰	2		1,113	1,760	730	1,132	2,780
川湯温泉	宿泊	10	770	5,644	6,025	3,296	5,278	10,465
	日帰	4		27	6	34	0	0
小計	宿泊	29	1,450	10,560	11,346	6,296	9,100	16,401
	日帰	10		1,295	1,994	898	1,278	2,996
合計		39	1,450	11,855	13,340	7,194	10,378	19,397

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,257	3,419	2,987	1,898	1,624	1,200	2,596	28,835
132	158	168	149	252	158	193	2,089
1,445	1,828	1,913	1,397	1,267	966	1,747	20,704
960	1,069	1,065	1,075	2,032	864	1,160	15,740
4,904	6,011	6,059	4,660	4,118	3,076	5,107	64,643
9	29	2	21,480	19,297	14,300	13	55,197
8,606	11,258	10,959	7,955	7,009	5,242	9,450	114,182
1,101	1,256	1,235	1,254	2,331	1,022	1,366	73,026
9,707	12,514	12,194	9,209	9,340	6,264	10,816	187,208

(2) 取組の現状

熊野本宮温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取組	実施主体
インターネット等を活用した国内外への情報発信や各種メディア等の取材協力、キャンペーンイベント等への参加によるプロモーションの実施。	田辺市・熊野本宮観光協会
日本型クアオルトの普及・発展に向けた取組。	田辺市・熊野本宮観光協会
大学と連携した宿泊施設等への学生の就業体験の受入れ。	田辺市・熊野本宮観光協会
観光施設や案内看板等での案内表示の外国語併記。	田辺市・熊野本宮観光協会

観光事業者を対象とした外国人観光客おもてなし力向上事業の推進。	田辺市・熊野本宮観光協会
---------------------------------	--------------

### (3) 今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、同温泉を象徴する透き通った水と空気といった自然資源や湯治場としての歴史・建造物・風俗・文化といった資源を保全・活用した保養・静養・療養の場として日本的な情緒漂う温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

取 組	実施主体
老朽化している湯の峰温泉公衆浴場施設の再整備	田辺市
川湯温泉駐車場の整備（更衣室・公衆トイレの整備）	田辺市

## 8. 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画

### (1) 公共の用に供する施設の状況

熊野本宮温泉郷における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区 分	施 設
湯の峰温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（市道）</li> <li>・熊野参詣道（史跡）</li> <li>・公衆浴場（1施設）</li> <li>・公衆トイレ（1施設）</li> <li>・駐車場（1施設）</li> <li>・集会所（1施設）</li> </ul>
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設（13施設）</li> <li>・湯峯王子跡（史跡）</li> </ul>
川湯温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（県道・市道）</li> <li>・公衆トイレ（2施設）</li> <li>・公園（1施設）</li> <li>・駐車場（1施設）</li> <li>・キャンプ場（1施設）</li> <li>・下水処理施設（1施設）</li> </ul>
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設（10施設）</li> <li>・公衆浴場（1施設）</li> <li>・集会所（1施設）</li> </ul>

渡瀬温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国道・市道）</li> <li>・キャンプ場（1施設）</li> <li>・宿泊施設（1施設）</li> <li>・日帰り入浴施設（1施設）</li> </ul>
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設（3施設）</li> <li>・日帰り入浴施設（1施設）</li> </ul>

(2) 取組の現状

熊野本宮温泉郷において、高齢者、障害者、外国人観光客等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
湯の峰温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 公衆便所のバリアフリー化。 案内看板の英語併記。	和歌山県 田辺市
	私有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 身障者便所の整備を推進。 宿泊施設の英語併記入口看板を統一。	施設所有者 観光協会
川湯温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 公衆便所のバリアフリー化。オストメイトの設置。	田辺市
	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 身障者便所の整備を推進。 宿泊施設の英語併記入口看板を統一。	施設所有者 観光協会
渡瀬温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市

		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。	田辺市
	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。 宿泊施設の英語併記入口看板を統一。	施設所有者 観光協会

### (3) 今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、さらに高齢者、障害者、外国人観光客等に配慮したまちづくりを図るため実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
湯の峰温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 公衆便所のバリアフリー化。	和歌山県 田辺市
	私有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者
川湯温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。 公衆便所のバリアフリー化。 オストメイトの設置。	田辺市
	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者
渡瀬温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。	田辺市



	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者
--	------	-----	---	-------

## 9. 災害防止に係る計画及び設置

### (1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

熊野本宮温泉郷は、和歌山県の東南部に位置しており、面積は約 106.87 ㍊、紀伊半島の中央山岳地帯と山間を延々と蛇行して流れる川及び半島南東部の海岸から構成されている吉野熊野国立公園内にあり、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産でもある熊野信仰の中心地、熊野本宮大社や熊野参詣道（熊野古道）、説教節で有名な小栗判官の伝承など、豊かな自然と歴史・文化に彩られている。

平成 23 年 9 月の台風 12 号災害においては、人的被害はなかったものの、河川の氾濫や土砂災害が発生し、道路がいたるところで寸断し、通信網も寸断され、孤立状態となった。

平成 26 年度に田辺市が災害時の断線による情報遮断を防ぐため、市役所本庁や行政局を無線回線で結ぶ通信網を整備し、情報通信手段を多重化して、防災力を強化した。

### (2) 計画及び措置の現状

熊野本宮温泉郷において現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
湯の峰温泉	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の 1 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。
川湯温泉	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地のうち 1 箇所が砂防指定地に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の 1 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。

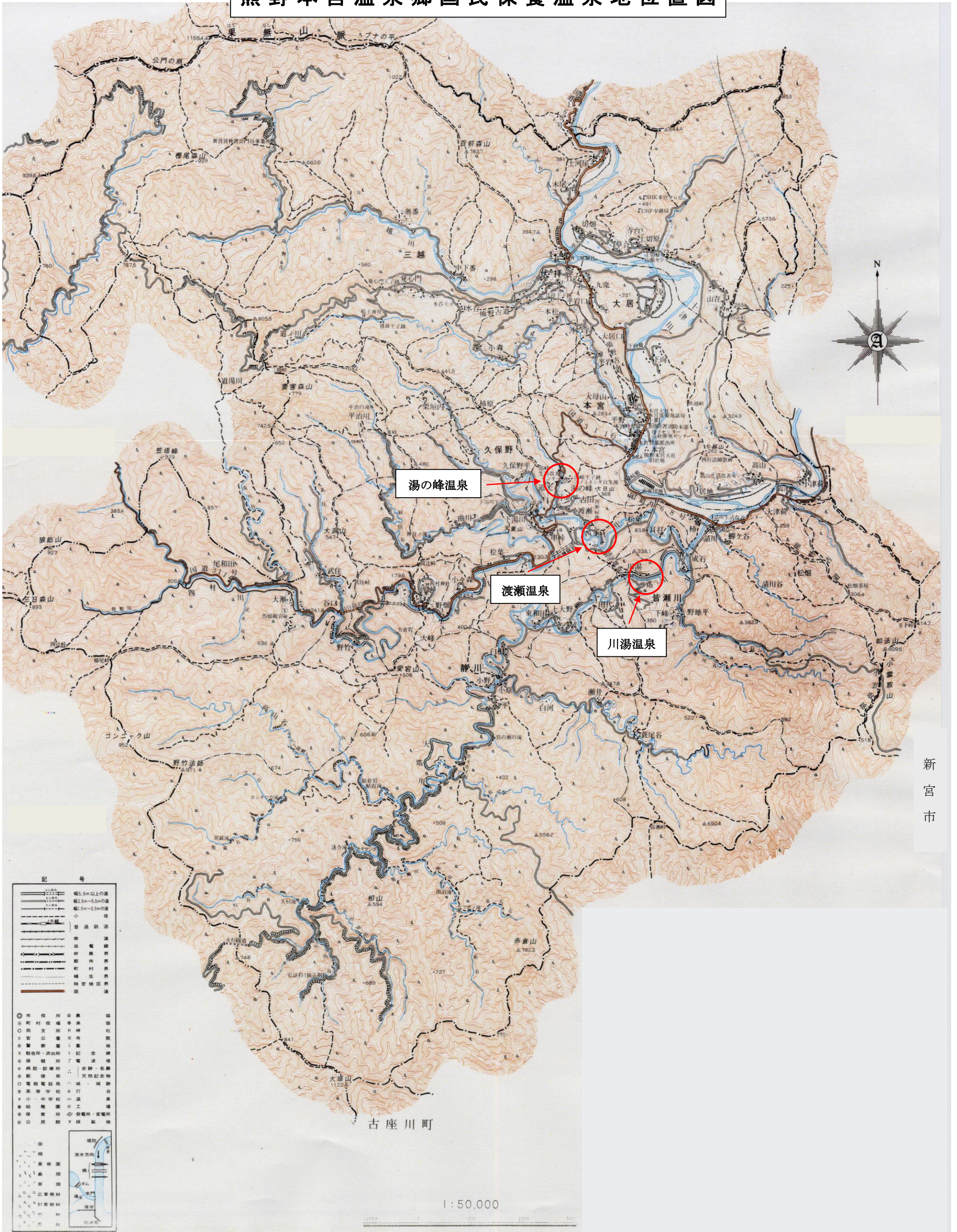
### (3) 今後の取組方策

熊野本宮温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上（2）の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
<p>災害発生時に、地域で迅速、的確な防災活動をおこなうため、自主防災組織が結成されている。</p> <p>普段から隣近所とふれあい、防災訓練に参加、家庭で防災についての話し合い、高齢者等災害時要支援者に声をかけるなど地域防災体制の充実強化と防災意識の高揚を図るなどの啓発活動の実施。</p>	<p>田辺市</p>

# 田辺市本宮町全図

## 熊野本宮温泉郷国民保養温泉地位置図



新宮市

1:50,000

古座川町

熊野本宮温泉郷  
国民保養温泉地区域

